



市民税が非課税の子育て世帯が対象

## 低所得の子育て世帯を支援する給付金を支給

市は、市民税が非課税の子育て世帯を対象に、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。世帯の状況により、申請が必要な場合があります。

- 対象は、次の全てに当てはまる人です。
  - 令和3年度の市民税が非課税か、令和3年1月1日以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で減少し、市民税非課税に相当する収入額になった
  - 誕生日が平成15年4月2日～令和4年2月28日の子どもを養育する（特別児童扶養手当を受給している人は支給対象の子どもの誕生日が平成13年4月2日～令和4年2月28日）
  - 同給付金のひとり親世帯分を受給していない
- 支給額は、子ども1人につき5万円で、給付は1回に限ります。7月中旬から順次支給します。
- 問い合わせは、こども家庭課（8月31日(火)まで ☎ 321-2174、9月1日(水)から ☎ 321-1247）へ。

### 申請の有無をよく確認してください

対象者のうち、令和3年度の市民税が非課税の人に、6月29日に通知を発送しました。支給の時期や方法、申請の有無など詳しくは、通知を確認してください。

対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で収入額が市民税非課税相当の額に減少した人などは、申請が必要です。必要な物や申請方法など詳しくは、市ホームページ（右記）で確認してください。



### ■低所得の子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響で家計への負担が増えている、低所得の子育て世帯を支援する国の給付金です。ひとり親世帯とそれ以外の子育て世帯で、支給時期などが異なります。ひとり親世帯分は、5月から対象者に支給を開始しています。



過年度分の申請も受け付けます

## 国民年金保険料の免除申請は7月1日から

7月1日から、令和3年度（7月～来年6月）の国民年金保険料の免除申請と納付猶予申請を受け付けます。過年度の申請は、申請日からさかのぼって2年1か月前の月分まで受け付けます。必要な物を持って、市役所1階15番窓口保険年金課が各支所市民福祉課で申請してください。

保険料の免除と納付猶予の申請は、原則として毎年必要です。新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例措置で保険料の免除を受けている人も、改めて申請が必要。また、昨年度全額免除や納付猶予に該当し、継続申請が承認されている人は申請の必要はありません。日本年金機構から届く結果通知を確認してください。

問い合わせは、保険年金課（☎ 321-1238）へ。

### 必要な物

- マイナンバー（個人番号）と本人確認のできる物

- 年金手帳 ●失業中の人は雇用保険離職票か雇用保険受給資格者証 ●新型コロナウイルス感染症の臨時特例で申請する人は、令和2年2月以降の収入が最も少ない月の所得の分かる物 ●代理人が申請する場合は、代理人の本人確認のできる物と委任状

### ■保険料免除制度

前年の所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料が免除されるものです。申請者本人と配偶者、世帯主の所得に応じて全額・4分の3・半額・4分の1の4段階で申請できます。

### ■納付猶予制度

学生を除く50歳未満の人を対象として、保険料の納付が猶予されるものです。所得審査の対象は、申請者本人と配偶者の所得です。免除制度とは異なり、世帯主の所得は審査対象になりません。

女性職員も活躍中。市民の暮らしを守る消防職員を募集

## 消防職員採用試験



高崎市等広域消防局は、令和4年4月採用の消防職員の採用試験を下表のとおり実施します。同局は高崎市と安中市を管轄し、14の消防署と分署を設置。受験する場合は、以下のいずれかの方法で、試験案内と申込書を請求してください。

問い合わせは、同局総務課（☎ 322-2393）へ。

- 直接取りに行く場合＝高崎市等広域消防局、各消防署・分署、市役所1階総合案内・7階職員課、各支所地域振興課で配布 ●郵送で請求する場合＝返信用封筒（角2の封筒に郵便番号・住所・氏名を記入し、140円切手を貼った物）を同封し、〒370-0861 八千代町1丁目13-10 高崎市等広域消防局総務課へ郵送してください。郵送する封筒の表に「職員採用試験案内請求」と朱書きしてください ●ダウンロードする場合＝消防局のホームページ（<http://ted.city.takasaki.gunma.jp/shoubou/>）からダウンロードできます



消防局  
ホームページ

| 学歴区分                 | 試験区分 | 採用予定人数 | 受験資格   | 試験案内配布 | 申込期間          | 試験日程            |               |
|----------------------|------|--------|--|--------|---------------|-----------------|---------------|
|                      |      |        |  |        |               | 第1次試験           | 第2次試験         |
| 大学                   | 消防職  | 10人    | 平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、卒業または令和4年3月までに卒業見込みの人（平成12年4月2日以降に生まれた人でも、卒業または令和4年3月までに卒業見込みの人は受験できます） | 7月1日から | 8月2日(月)～6日(金) | 試験日<br>9月19日(日) | 試験日<br>10月下旬  |
| 短大<br>(2年以上の専門学校を含む) |      |        | 平成4年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、卒業または令和4年3月までに卒業見込みの人   |        |               | 結果発表<br>10月上旬   | 結果発表<br>11月中旬 |
| 高校                   |      |        | 平成4年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、卒業または令和4年3月までに卒業見込みの人   |        |               |                 |               |

新型コロナウイルス感染症の状況によって、試験に係る日程を延期する場合があります



ごみの出し方などを多言語で分かりやすく説明

## 外国人向けの生活支援動画を公開しています

市は、市内に在住の外国人向けに、日常生活を送る上で必要なルールなどを、さまざまな言語で分かりやすく説明する動画を公開しています。

内容は、ごみの出し方、けが・病気のと看、災害が起きたとき、地域・町内会についての4種類です。英語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語、韓国語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、スペイン語の他、簡単な日本語でも紹介。動画は、市ホームページ（下記）から見られます。知り合いに外国人がいたら、動画の紹介をお願いします。

問い合わせは、企画調整課（☎ 321-1202）へ。



11言語の音声と字幕で説明

residents in their daily life in Japan. Topics include garbage disposal, what to do when ill, disaster information, and community associations. The videos are available now on the Takasaki city website.